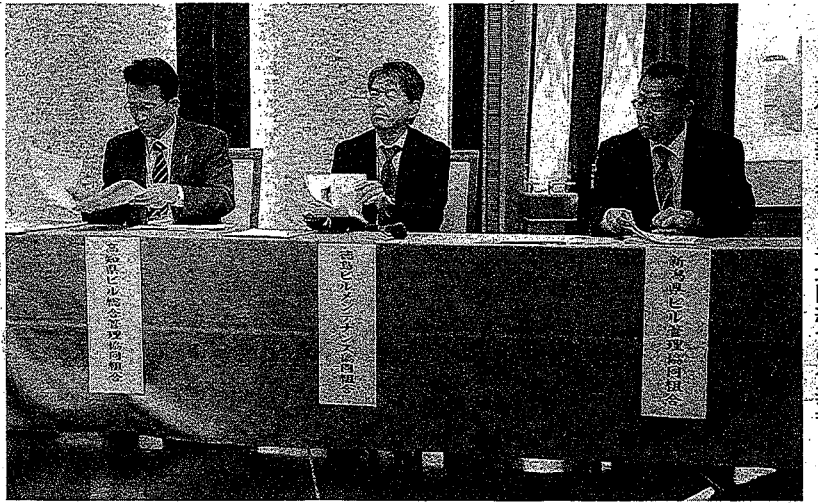


全国ビルメンテナンス協同組合連合会 第18回通常総会・全国大会 in 高知

新しい受注契約を巡り、活動事例を発表報告



事例発表を行った各地区組合の代表者

①障害者支援について
の取り組み(高知県ビルメンテナンス協同組合)

平成25年頃より県の地域福祉部障害保険福祉課に支援事業の提案を開始。翌26年、担当者から打診があり、清掃業務のアドバイザー事業を始める。現在では、それに加えて障害者委託訓練事業と就労訓練事業も年間を通して行っており、毎年改善に努めている。

準備で最も苦労したのは教育内容や教材の選定と受講者の応募。特に受講生の確保には苦戦した。開始時期にも問題があったが、今後は受講生を毎年定期的に出してもらえ、施設を増やす必要がある。就労訓練事業は、ビルクリーニング技能士の資格を持った指導員が障害者に実際の清掃現場で技術指導を行い、一般就労の機会拡大を図る事業で定員は5名。

障害者委託訓練事業では、訓練修了者のうち8割以上の就職率を保っているが、今後はさらに工夫や改善をしながら高知県下にエリアを拡大させていくことで、より多くの障害者の就労に繋がる取り組みを目指す。

②行政との協働の推進
方途について(徳島ビルメンテナンス協同組合)

徳島の協同組合で行政といえは、県を指す。その中心関連部署は障害者雇用担当、障害者教育担当、建物環境衛生担当などが、これらの組織と連携し、相互に顔の見える良きパートナーとなることが大切。もともと、これら組織にないパートナーになることが重要と考える。

そのために同組合がとっている方法は、こまめに県庁組織等を訪問すること。事務打ち合わせは、信頼関係を継続していくための大切な過程であり、頻繁に行わなければならない。顔の見える関係を構築するため、担当者には事務打ち合わせの際に適切な機会(たとえばアビリンピック競技会)をとらえて、活動拠点である組合会館に来てもらい、組合のイメージをより具体的に持つてもらおうことも大切である。

県職員に人事異動があった場合には、当面の対応として、転入者にとつても前任者の場合と同様、組合がなくはない信頼のおけるパートナーとの認識を持ってもらえるよう、早めに機会を捉え、情報交換などを行う。と同時に、転出者にも組合の活動に良いイメージを持つて異動してもらおうこともカギとなる。

③新規事業・放課後児童クラブ(新潟県ビルメンテナンス協同組合)

放課後児童クラブは「児童福祉法」により、厚生労働省ならびに自治体の管理下に設置され、その運営形態は様々。新潟市では平成27年度までは市内112施設のうち112施設が指定管理者(非公募)により運営されていたが、平成28年度から109施設が公募制に移行した。

新潟県ビルメンテナンス協同組合は、このうちの16施設に応募したところ、6施設の指定管理候補に選定された。周囲からは冷ややかな目を向けられ、人材確保も困難を極めたものの、(株)全研ビルサービス(株)北栄 新潟支店(株)三愛ビル管理(株)日本海ビルサービスの現行4組合員が6施設を担当。既存職員の不満と不安は大きかったが、求められる12名の支援員のうち、現役職員で9名を確保。資格者3名を新規に雇用し、晴れて12名の定員を達成した。

同組合が運営を開始するにあたり、事業者として欠けていた部分は、元々本業はビルの管理業だけに専門性の低さ。またバックアップ体制も脆弱だった。しかし、支援員からは距離感・スピード・コミュニケーションの面で評価され、年度末の収支では若干の赤字が見込まれている。

これら3組合の事例発表後、傍聴していた厚生労働省生活衛生課の東好宣課長代理は、「組合としての皆様方の強みは、地域での繋がりがあって、ということ。パートナーという言葉も出たが、その辺りは特に重要と感じた。また業務上の強みは、これまで培ってきた専門性だが、それらを活かして今後も活動していくことが一層重要になってくる」と、組合活動における今後の方向性を指摘。その上で、昨年6月に同省から発出された「ビルメンテナンス業務の発注ガイドライン」についても言及し、「地域の独自性があってもいいのではないかと。県とか行政機関と継続的に話し合いを進めながら、改善を考えていっていただければ」との認識を示した。

報告会はその後、今年8月に21会員を対象に行った第18回アンケートで質問が多かった①指定管理でない新しい取り組み②障害者雇用の人数を含めた具休案について、内田氏が川崎、広島、岩手、愛媛の代表者に回答を求め質疑応答形式のセッションが行われ、閉会となった。